



厚生労働省

熊本労働局

令和元年10月16日

熊本県産業別最低賃金の改正について

—令和元年12月15日発効—

熊本労働局（局長 木下 正人）は、本日、熊本県特定（産業別）最低賃金（3件）を下記のとおり改正に係る答申を受けました。

同最低賃金については、本年8月5日に熊本労働局長から諮問を受けた熊本地方最低賃金審議会（会長 橋本 眞 熊本大学大学院教授）が、審議を行っていたものです。同労働局は、答申内容の公示等所要の手続きを経て改正決定に係る官報公示を行います。

改正される熊本県特定（産業別）最低賃金は以下のとおりです。

「熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」

時間額 832円（現行 807円）

「熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」

時間額 884円（現行 858円）

「熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金」

時間額 792円（現行 765円）

これらの熊本県特定（産業別）最低賃金は、いずれも令和元年12月15日に発効し、対象産業で働く労働者（適用除外を除く）に適用されるものです。

最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。

(1) 地域別最低賃金

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、全部で47件の最低賃金が定められています。

なお、地域別最低賃金は、[1] 労働者の生計費、[2] 労働者の賃金、[3] 通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

(2) 特定(産業別)最低賃金

特定(産業別)最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されており、全国で229件(平成31年3月末日現在)の最低賃金が定められています。

最低賃金法第6条

労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第4条の規定を適用する。

最低賃金法第4条

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。